議員提出議案第 9 号

生活保護世帯の冷房器具設置の拡充を求める意見書

上記の議案を提出する。

平成30年10月1日

理由

地方自治法 (昭和22年法律第67号) 第112条の規定による。

生活保護世帯の冷房器具設置の拡充を求める意見書

先日9月11日、総務省より本年4月30日から9月9日までに国内での熱中症による搬送者数が93,199人(速報値)に上り、前年の51,717人(平成29年5月1日から9月9日確定値)を大きく上回ったことが公表された。

今夏の猛暑については、「命の危険がある暑さ。一つの災害と認識している。」との見解を 気象庁が示しており(本年7月29日臨時会見)、熱中症対策は国民の生命を守る喫緊の対策 となっている。

そうした近年の気候状況を受けて本年6月、厚生労働省は「生活保護法による保護の実施要領」の改正を通知し、熱中症予防が特に必要とされる世帯に対して、本年4月からエアコンの購入が一時扶助として認められることとなった。これによって4月1日以降に生活保護開始の決定がされた世帯についてはエアコンの設置が進むことが期待できることから、この決定を大きく評価するものである。

一方で、それ以前から生活保護を利用している世帯ではエアコンの購入費用の支給が、依 然認められていない。

熱中症による入院患者の割合は 60 才以上が 6 割近くである(厚生労働省 H29 熱中症情報 2017.06.27 最終版)状況下において、「65 歳以上の高齢者の伸びが大きい」(平成 29 年 5 月 11 日「生活保護制度の現状について」社会保障審議会生活困窮者自立支援及び生活保護部会)生活保護世帯の実態を鑑みれば、エアコンの購入費用支給については、対象世帯の拡大など制度運用の検討を早急に行うことが必要だと考える。

ついては、下記の事項について積極的な対応を求めるものである。

記

1 生活保護への冷房器具購入費用の取扱い

生活保護世帯の冷房器具の購入費用については、毎月の保護費による購入のほか、平成30年7月からは一定の場合に一時扶助としての冷房器具購入費用の支給が認められたが、真に必要な者が冷房器具を購入できるよう、制度の適切な運用を含め、万全の対応を検討すること

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成30年10月1日

立川市議会 議長 佐 藤 寿 宏